

平成30年3月8日市長決裁

第2次宮古島市教育大綱

平成30年3月
宮 古 島 市

宮古島市教育大綱

1. 大綱策定の趣旨

本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化に伴い、核家族化が進みライフスタイルの多様化、人間関係の希薄化が危惧されているとともに、現代社会においては情報化、絶え間ない技術革新やグローバル化の進展など、社会の変化が加速度を増し、予測の難しい時代を迎えている。

このような中、幼児教育は人格形成の基礎を培う第一歩であることを踏まえ、その充実を図るとともに、幼稚園及び保育所の連携強化が求められている。

学校教育においては、学力向上への取り組み、増加傾向にある過小規模校への対応及び平成30年度から実施される幼稚園教育要領に示される目指すべき方向、平成32年度からの小学校、平成33年度からの中学校で全面実施される学習指導要領に基づく外国語教育・国際理解教育・ICT教育等の的確な対応と更なる充実が求められている。

社会教育については、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応えるための学習の機会の提供及び関連施設の充実を進め、青少年の健全育成を図る必要がある。

併せて、スポーツ及び歴史文化の振興に努めていく必要がある。

そのため、本大綱を策定し、教育行政の指針とする。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成33年度までの4年間とする。

3. 基本理念

宮古島市総合計画及び沖縄県教育振興基本計画との整合性を図りつつ、『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本理念とする。

4. 目 標

基本理念に沿って次に掲げる3つを目標に施策を推進する。

○幼児・児童・生徒の自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指す。

○誇りある郷土文化の継承・普及に寄与するとともに、島の未来を拓く新たな時代に対応できる創造性溢れる人材育成を目指す。

○学校・家庭・地域社会が相互に連携を密にし、生涯学習社会の実現を目指す。

5. 重点施策

基本理念に基づく目標達成に向け、幼児及び学校教育並びに社会教育の重点施策を推進する。

(1) 幼児教育

【基本方針】

人格形成の基礎を培う幼児教育及び幼稚園における子育て支援活動の充実を図る。

- (ア) 幼稚園教育の質の向上と多様な教育活動の充実を図り、各幼稚園の特色ある教育を推進する。
- (イ) 幼児期の教育に関する相談や保護者間の交流など、子育て支援活動を推進する。
- (ウ) 教育課程外保育（預かり保育）の充実を図るとともに、認定こども園等幼児教育と保育を総合的に提供するための仕組みづくりを推進する。
- (エ) 幼稚園教諭の研修等の充実を図る。
- (オ) 保育所、認定こども園、小学校と連携した研修会や行事を通し相互理解を深める。

(2) 学校教育

【基本方針】

健康で、高い知性と徳性を身につけ、広い視野と豊かな創造力を有する人間性豊かな児童・生徒の育成を目指す。

①義務教育

- (ア) 小中一貫校の推進等、創意ある教育課程の編成及び特色ある教育活動を展開し、開かれた学校づくりを推進する。
- (イ) キャリア教育の視点を踏まえた確かな学力の育成を推進する。
- (ウ) 生命を大切にし、豊かな心・健やかな体の育成を推進する。
- (エ) 外国語教育の充実を図り、国際性豊かな人材育成を推進する。
- (オ) ICT教育の充実を推進する。
- (カ) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の連携を推進

する。

(キ) 関係機関と連携し、教育相談体制の整備・充実に努める。

②教職員の資質向上と働き方の工夫

(ア) 教育に関する実践的研究の取り組みの強化及び研修の拡充を図る。

(イ) 児童・生徒の理解力向上のための指導方法の創意工夫を図る。

(ウ) 教職員の働き方について工夫する。

③家庭教育の充実

(ア) 家庭での学習支援を推進するため、学校と家庭の連携を図る。

④教育環境の整備

(ア) 学校規模適正化や新たな教育課程に対応した施設の整備及び維持管理を図る。

(イ) 学校給食施設の整理統合を推進する。

(3) 社会教育

【基本方針】

すべての市民が生涯にわたって自由に且つ主体的に学習する機会を提供するとともに、社会教育施設の充実及び指導者の養成・確保を図る。

併せて、郷土の歴史や伝統文化の継承と発展、芸術活動の推進及び文化財の保存と活用を図る。

①社会教育

(ア) 市民のニーズに対応した学習活動の支援及び学習成果の発表の場を提供し社会教育活動の充実を図る。

(イ) 青少年団体、女性団体及びPTA等社会教育関係団体の育成及び活動を促進する。

(ウ) 新たな地域人材の発掘・強化を推進し、生涯学習人材登録（リーダーバンク）の充実を図る。

(エ) 未来創造センターの充実を図り、地域の情報拠点としての機能強化と併せ、市民の交流と連携を支援し、文化学習活動、地域を支える人づくりを支援する。

②青少年の健全育成

- (ア) 家庭、学校、地域及び関連機関と連携し、児童・生徒の非行防止に努める。
- (イ) 青少年問題協議会の活動を強化し、青少年を取り巻く諸問題の解決に努める。
- (ウ) 学習やスポーツ・文化活動等の体験活動を推進して放課後子ども教室の充実を図るとともに総合的な放課後対策に取り組む。

③スポーツの振興

(ア) 生涯スポーツの推進

- ・スポーツ推進委員の充実を図るとともに総合型地域スポーツクラブの育成を図る。
- ・スポーツ施設の整備を行い、施設の有効活用、市民の利活用を促進する。

(イ) 競技スポーツの推進

- ・競技者のレベル向上のための各種競技大会を積極的に誘致する。
- ・競技力向上のための講師招聘及び実技指導に努める。
- ・各種スポーツ団体の活動を支援し、スポーツ人口の拡大を図る。

④文化の振興

(ア) 文化・芸術活動の充実

- ・多様な文化、芸術に触れる機会の拡大を図るとともに、文化・芸術施設を充実させ、豊かな創造性と情操の育成を図る。
- ・地域文化の保存継承と新たな文化の創造に努める。

(イ) 文化財の保存と活用

- ・文化財に関する資料の収集・保管・調査研究等を行うとともに文化財保護思想の普及、啓発に努める。
- ・地域に伝わる祭事や風俗、伝統芸能や伝統工芸を支える技能・技術の保存に向け、伝承者の育成を支援する。
- ・文化財の保存と周辺環境整備に努める。

(ウ) 総合博物館の整備

- ・貴重な歴史、文化を後世へと引き継ぎ、郷土愛を育むため、総合博物館の整備を図る。